

◎議 事 日 程（第5号）

平成27年3月20日（金曜日）午後1時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第1号 愛西市交通安全条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 愛西市行政手続条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 愛西市職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 愛西市排水施設整備条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 新市建設計画の変更について
- 日程第23 議案第22号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第24 議案第23号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第24号 市道路線の認定について

- 日程第26 議案第26号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第27 議案第27号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第28号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第29号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第30号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第31号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 平成27年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第37 議案第37号 平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第38号 平成27年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第39 発議第1号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第41 議案第39号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第42 発議第2号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第43 発議第3号 愛西市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第44 発議第4号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第45 発議第5号 愛西市議会会議規則の一部改正について
- 日程第46 意見書案第1号 年金積立金の適正運用の確保についての意見書について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君

9番 杉村義仁君
11番 河合克平君
13番 吉川三津子君
15番 大島一郎君
17番 堀田清君
19番 竹村仁司君

10番 島田浩君
12番 真野和久君
14番 鬼頭勝治君
16番 鷺野聰明君
18番 大島功君
20番 高松幸雄君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	水谷勇君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
教育部長	五島直和君	市民生活部長	永田和美君
上下水道部長	飯谷幸良君	福祉部長	小澤直樹君
経済課長	伊藤長利君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

午後 1 時30分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、こんにちは。

定刻よりは若干早いですが、皆さんおそろいですので、会議を行いたいと思います。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第39号、発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第5号、意見書案第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（鷺野聰明君）

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、3月12日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第1号：愛西市交通安全条例の制定については、主な質疑で、自転車の交通マナーが守られていないが、自転車の事故防止はどのように行っていくのかの質問では、交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚に努めていく。また、TSマークの普及や損害保険加入のPRにも努めていきたいという答弁でした。

採決の結果、議案第1号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定については、主な質疑で、総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱を策定するが、市長の考えを盛り込む考えはこの質問では、教育委員会とよく協議して、教育の振興に関する施策の大綱を策定していきたいという答弁でした。

採決の結果、議案第2号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正については、市民から行政指導に対する申し出があった場合、申し出た市民に対する説明はこの質問では、必要な調査を行い、その結果を説明するという答弁でした。

採決の結果、議案第7号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市職員定数条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第10号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、任期付職員の給与等が変わるが、期末手当への影響はあるかの質問では、給与が変われば期末手当にも影響するという答弁でした。

採決の結果、議案第12号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正については、ラスパイレス指数が低い、職員給与はどのように改定していくのかの質問では、昇格基準を見直し、複数年かけて昇格を早めていきたい。また、8級制も検討していきたいという答弁でした。

採決の結果、議案第15号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、日当を廃止するが、民間では支給されているのではないかの質問では、民間のことは調査していないという答弁でした。

採決の結果、議案第16号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第17号：愛西市手数料条例の一部改正については、煙火の消費とは何かの質問では、花火の打ち上げに関することだという答弁でした。

採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：新市建設計画の変更については、平成32年度の普通建設事業費が少額となっているが大丈夫かの質問では、県内の類似団体と比較しても少額とは考えていないという答弁で

した。

採決の結果、議案第21号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、コミュニティ活動費補助金の減額理由はの質問では、補助率は2分の1、限度額50万円の補助で、実績見込みによる減額ですという答弁でした。

また、ふるさとづくり事業推進助成金の減額理由はの質問では、助成件数は前年同様の横ばいであり、年度末までの見込みにより不用額を減額したという答弁でした。

採決の結果、議案第26号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、巡回バスの運行について、見直しの計画はの質問に対し、3年をめどに見直しをしていきたいとの答弁でした。

また、地域防災計画はどのように修正するのかの質問に対し、防災会議を3回ほど開催し、組織機構改革もあるため、全面的に修正を行うとの答弁でした。

海部地方消防指令センター共同運用に伴う負担金1,817万3,000円の内訳はの質問に対し、整備費で337万3,000円、保守点検費で811万5,000円、その他運用管理費で668万5,000円との答弁でした。

採決の結果、議案第32号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大島一郎君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、3月13日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定については、主な質疑として、幼稚園の利用者負担の根拠はの質問では、私立幼稚園3園の平均利用料から就園奨励費を差し引いた金額で積算したという答弁でした。

また、なぜ保育料を見直すのかの質問では、弾力徴収率が県下で低い率なので、3年ごとに見直しを予定であるという答弁でした。

採決の結果、議案第3号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定については、主な質疑として、各児童クラブの登録者状況はの質問では、2月10日現在で、平常時と夏休みを合わせた登録者数は、佐屋第1が102名、佐屋第2が66名、佐屋西が47名、市江が55名、永和が83名、立田北部が45名、立田南部が57名、開治が24名、八輪が21名、北河田が83名、勝幡が50名、草平が78名、西川端が63名ですという答弁でした。

また、障害者の児童クラブ利用において指導員の増員が必要となった場合、指定管理料はどうかの質問では、指導員の増員や指定管理料については、指定管理者と協議して決めていきたいという答弁でした。

採決の結果、議案第4号は、全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正については、意見として、法律改正により教育委員会の中立性が確保されるとは思えないので反対するという意見がありました。採決の結果、議案第11号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正については、主な質疑として、介護保険料の設定は、負担割合が応能となるように考えるべきとの質問では、国基準の9段階の保険料を11段階で設定し、低い所得区分と高い所得区分で段階区分をふやした。また、基金を一部取り崩して基準額を抑え、保険料を軽減したという答弁でした。

採決の結果、議案第18号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第22号：海部地方教育事務協議会規約の変更については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑もなく、採決の結果、議案第26号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第27号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第28号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第29号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、災害時要援護者リストは自主防災会ごとに作成しているのかの質問では、町内会ごとに作成しているが、できれば班ごとに作成したいという答弁でした。

また、障害者総合支援給付費扶助の増額理由はの質問では、障害者福祉サービスの利用者の増加と利用回数の増加によるという答弁でした。

一時保育はどうするのかとの質問では、平成27年度から公立保育園で実施する予定だが、定員や料金は未定であるという答弁でした。

また、海南病院施設整備事業の補助はいつまで続くかの質問では、平成22年度から36年度までの15年間の事業ですという答弁でした。

その他いろいろな質疑がありましたが、採決の結果、議案第32号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算については、主な質疑として、共同事業交付金と拠出金の差額は何かとの質問では、交付金は平成26年12月から平成27年11月までの80万円以下の医療費の59%、拠出金は過去3年間の医療費の平均の50%ですという答弁でした。

採決の結果、議案第33号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第35号：平成27年度愛西市介護保険特別会計予算については、制度が改正され、猶予期間があるが、平成27年度からスタートする自治体はの質問では、愛知県内では1市あるという答弁でした。

採決の結果、議案第35号は、賛成多数で原案どおり可決されました。

発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定については、意見として、国に対して医療費無料化を求めていくべき。請願のときと同じ内容であり、子育て支援は優先順位を考えるべきという意見があり、採決の結果、発議第1号は、賛成少数で否決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情第1号：年金積立金の適正運用の確保についての陳情を議題とし、慎重審査いたしました結果、全員賛成で採択されました。後ほど委員会として意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（八木 一君）

それでは、経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、3月16日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重

に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正については、土地改良区域外の場合の負担増はどこが負担するかの質問では、地元の受益者が負担するという答弁でした。

採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、主な質疑として、湧高地区と市役所周辺地区の整備計画区域の名称が変わるが、区域の変更はあるかの質問では、名称が変わっただけで、区域に変更はないという答弁でした。

採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第23号：市道路線の廃止については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：市道路線の認定については、主な質疑として、指導路線の認定漏れはなぜ起きたのかの質問では、寄附採納のときに認定漏れとなっていた。現在、他の認定漏れを調査しているという答弁でした。

採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、生産調整助成金700万円の減額理由はとの質問では、米価が下落したため、加工用米1俵当たり500円の補助をなくしたため、減額したという答弁でした。

また、民間木造住宅耐震改修費1,680万円の減額理由はとの質問では、当初20棟分を予算計上したが、8棟の申請であったため、不用額を減額したという答弁でした。

採決の結果、議案第26号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第31号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑として、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の内訳はの質問では、5人槽27基、7人槽23基、10人槽4基、合計54基分を見込んでいるという答弁でした。

また、農地集積協力金交付事業はどのように進めるかの質問では、農地中間管理機構に貸し付けされた農地の出し手に対して経営転換協力金、耕作者集積協力金、地域集積協力金を交付するという答弁でした。

また、観光協会の人件費補助は何名分かの質問では、局長1名、常勤1名、パート1名の3名分という答弁でした。

採決の結果、議案第32号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第36号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算につきましては、主な質疑として、管路工事の施工箇所はの質問では、須依地区、大井地区、諸桑地区、持中地区を予定しているという答弁でした。

また、下水道使用料徴収事務手数料が市の水道と海部南部水道で違っている理由はの質問では、システムの違いや人数割などの関係で単価が違ってくるといふ答弁でした。

採決の結果、議案第37号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第38号：平成27年度愛西市水道事業会計予算につきましては、水道ビジョンに関する新年度予算はあるかの質問では、水道ビジョンは平成26年度に作成したが、平成27年度に具体的な予算はないという答弁でした。

また、水道料金の統一のスケジュールはの質問では、早い時期に統一したいが、統一時期は未定であるという答弁でした。

採決の結果、議案第38号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市交通安全条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

7番・近藤武議員、どうぞ。

○7番（近藤 武君）

議案第1号：愛西市交通安全条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

交通事故を撲滅し、住みよい郷土をつくるためには、道路交通環境の整備改善や交通安全施設の充実を図るとともに、思いやりのある交通マナーを実践することが重要であります。

本条例は、市の基本的な役割に加え、市民や事業者、運転者等が取り組むべき活動等、それぞれの責務が規定され、交通安全に対する姿勢が明確に示されていると思います。この条例のもとに、交通事故を起こさない、遭わないための防止策が積極的に推進され、交通安全への取り組みが一層進められることをお願いし、議案第1号の賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第2号と8号、9号、10号、11号、22号にかかわり、一括して反対の討論を述べさせていただきます。

議案第2号、8号、9号、10号、11号、22号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に当たっての条例の変更ということになっております。

この法律の変更は、昨年7月に内閣より提出され、国会にて可決成立をしましたが、今回の改正は、教育行政の責任の明確化として教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにし、一方で教育委員会の教育長に対する指揮監督権を奪い、地方自治体の教育政策の方針となる大綱を首長が決定するとしています。

その大綱には、学校統廃合を進めるであるとか、戦争を美化する教科書を使い、愛国心教育を推進するなど、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができる。そして、首長と教育委員会で構成する総合教育会議にて協議調整し、教育委員会にその具体化をさせるという仕組みになっております。

そもそも教育は、子供の成長・発達のためのものです。だからこそ、戦前の教育の役割を反省して、戦後、教育を政治利用させないため、教育委員会による教育の独立性を保ってきました。

文教福祉委員会の質疑の中で、教科書にかかわること、人事にかかわることなどについては市長が介入することはないとの言及はありましたが、教育委員会の長である教育長を任命すること、総合教育会議を招集することなど、市長が教育委員会にかかわる権限を持つこととなります。

今回の法改正は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくることであり、教育の自由と自主性を侵害する危険性が内在するものであります。よって、この法改正による第2号、8号、9号、10号、11号、22号の条例について反対をいたします。以

上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について反対討論いたします。

政府は、平成29年の4月から消費税を10%に値上げしようとしております。愛西市は、平成29年に特定教育施設の利用料が10%上がります。ダブルで負担がふえ、子育て世帯には大変大きな負担がのしかかります。少子化はどんどん加速され、自治体間では少子化対策や子育て支援を拡大し、少子化に歯どめをかけるため、自治体間の競争は激しくなっている状況です。愛西市は、生き残りをかけ、魅力ある愛西市にしていかなければならないときです。

昨年来、子供の医療費の助成の拡大をしない理由について、保育料が安いことを挙げ、トータルで施策を進めるといっていることをしていましたが、その保育料を値上げし、子育て世帯の負担を軽減することを棚上げしてしまったのではないかと非常に残念に思います。

今回の利用料の負担は、27年度は変わらないとしつつも、子供が3人以上の多子世帯については、利用料において階層が繰り上がる世帯が各階層であり、少子化に対し貢献している子育て世帯の経済的負担を増加させます。また、平成28年、29年、平成30年までに15%の利用者負担を増加させることは、少子化対策を後退させることとなります。

愛西市には立派な庁舎があるから住みやすいと感じる市民は少数ではないでしょうか。少子化対策、子育て世帯の経済的な負担の軽減は、あれかこれかではなく、あれもこれもと施策を行い、少子化対策を十分に行い、子育てしやすい愛西市にしていくことが必要であると考え、今回の利用者負担を増加させる条例には反対をいたします。

今後、市民税基準への階層変更に伴う利用料値上げ世帯を把握し、その負担軽減を図ると同時に、保育料の値上げを中止することを求めて、反対討論いたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

平成9年には、65歳以上の高齢者よりも子供の数が少ない少子化社会になっていたにもかかわらず、本気で取り組んでこなかったツケが今回ってきています。そして、やっと国も本腰を入れて、この少子化対策に取り組み始めました。

愛西市でも子育て中の保護者へのアンケート調査がされ、国の方針に沿った子ども・子育て支援事業計画ができ上がっております。そして、今後この計画にのっとり、さらに子育て・少子化対策が進められていきます。

この3月議会の本会議でも申し上げましたが、愛西市は県下でも出生率が低い。つまり、人口に対し、生まれてくる子供の数が少ない状況にあります。そして、さらに愛西市の母親の就労状況は、他の自治体に比べ、パート勤務が多く、収入が少ないのが特徴です。こうした愛西市の特徴がありながら、そしてまだこれから国の少子化対策の方針が明らかになっていく時期に、3年かけて段階的に保育料の値上げをすることは、時期的にも納得がいきません。よって、この議案には反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・島田浩議員、どうぞ。

○10番（島田 浩君）

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づいて、保育施設等の利用者負担額を定めるものです。

平成27年度の利用者負担額は、所得税の階層区分が市町村民税の階層区分に改められたもので、大きな変動はないわけですが、平成30年度まで毎年段階的にふえていきます。これにより、国が定めている保育料基準額に対する市の保育料徴収額の割合であります弾力徴収率は、平成26年度は43%であったものが平成30年度では48%になります。しかしながら、弾力徴収率が50%に満たない市町村はわずかであり、改定後の平成30年においても、愛知県下で保育料が一番安いほうの市町村であります。

市は、保育料を3年ごとに見直していく予定だということですので、今後も愛西市の財政状況をよく考え、必要に応じ、見直していくことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論します。

子ども・子育て新制度に伴い、保育の利用者負担額等に関して基準を定めるものであります。まず総論として、市の福祉行政に関して見直しの時期が来ています。保育料金を例にとれば、3年ごとの見直しがあるわけですが、前回の3年前には見直しをせずに、見送りにしています。そもそも合併時の10年前から、市の単独事業として民間保育所運営費を補助してまいりました。

今回の子ども・子育て新制度の目的の中には、保育所に勤務する職員の処遇向上及び保育内容の充実があります。この職員の処遇向上の財源となるのが保育料であります。そして、愛西市のこれまで保育料の安いまちとしての評価が下がるとの見方には、決して今回の条例の制定で、愛西市が保育料の高いまちとの評価になるとは思えません。

また、今後のニーズは、単に保育料が安いということよりも、保育の質が問われると思います。それは、各保育所の経営努力の問題でもあります。今後、愛西市の保育施設は、魅力ある指導・事業を行っているということで住みたいまちになることが大切です。

福祉行政は、子供から高齢者まで幅広いニーズに応えなくてはなりません。ましてや目の前に超高齢化社会の到来が見えています。今回の条例制定で愛西市の福祉行政がバランスのよいものになることを願い、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・議案第4号（討論・採決）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第5・議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

愛西市では、いち早く6年生までの児童クラブが実施され、さらに今回は指導員の人数を初めとして、運営基準等を条例で定めたことは評価できることです。

そうした中でも、この議案質疑等で今後の課題も明らかになりました。1つは、1つの児童館等で大人数の子供の世話をするマンモス児童クラブになっていることであり、本来、学童クラブは思い思いに過ごす生活の場、第二の家庭の役割を果たすべき場所が大人数になると、時間割に沿って、集団で遊ぶ生活となりがちです。子供たちが事件を起こすこともふえている中、

子供たち一人一人の育ちを大切にされた運営が大切になり、運営の工夫が今後必要だと考えます。

また、保育園の延長保育を7時半まで拡大しながらも、児童クラブは最長6時半までとなっており、方針にも矛盾があります。このことが小学校入学と同時に転職という問題を生んでいるとも聞いており、小1の壁となっています。

愛西市の子育て支援への取り組みは評価している部分はたくさんありますが、まだまだ多様なニーズに対応できていないことがたくさんあります。今後、さらなる取り組みを希望し、賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第7・議案第6号（討論・採決）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第7・議案第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

法的根拠を示して行政指導をすることが明記され、今後職員の法令に対する知識がさらに求められると同時に、法に明記されていない常識的なことに対し、市職員がどうかかわっていつてくれるのかといった不安も感じているところです。ぜひ、この点は後ろ向きにならないよう要望しておきます。

また、本会議でも申しましたが、本来条例として制定すべきことが要綱で運用されている。つまり、市民生活にかかわる給付や福祉、物によっては市民の権利を制限したり、義務を課すものや規制するものまで、法的拘束力がないにもかかわらず、あたかも条例や規則のように要綱が使われている実態があるのではないのでしょうか。

今回の条例改正は、要綱行政から脱皮するのによい機会です。今の要綱を見直し、条例にすべきものは条例として定めることを要望し、賛成討論いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号から日程第12・議案第11号まで（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市職員定数条例の一部改正についてから日程第12・議案第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正についての討論は、一括議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

昨年の人事院勧告は、国家公務員に2014年度の給与について、月給を0.27%、期末勤勉手当を0.15カ月引き上げる一方で、平均2%の賃下げなどを内容とする給与の総合的見直しを15年度から3年かけて実施するよう求めました。

人事院勧告をもとにしている愛西市においても、今回給与表の改定が行われ、給与の引き下げが提案されました。地域手当の拡大などで一見補填されているように見えますが、給与の引き下げは期末手当の自主的な引き下げにもつながります。そのような内容の議案には賛成することはできません。

以上の点から、この議案に反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第13号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第14号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

議案第12号のところでも述べましたが、人事院勧告の給与の総合的見直しに従い、愛西市も給与表の改定を行う内容になっています。

これは、職員給与が今後ずっと賃下げになるという提案で、特に50代後半ではさらに賃金が下がるものとなっており、こうした給与の引き下げは、期末手当や退職金にも大きく影響してきます。こうした引き下げは、地域経済においても大きな影響をもたらすものでもあります。

また、愛西市のラスパイレス指数は低く、給与表の問題も指摘されながら、そのまま人事院勧告に従い、引き下げを行うことも問題だと考えます。

以上の理由から、この議案に反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第17号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩をとります。再開は2時40分といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第18号の愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。

第6次介護保険料は、平均年間基準額が5,200円の値上げになります。そして、11段階になる収入と所得の区分に応じた人数で負担割合を出し、保険料率を掛け、保険料を算定している状況です。

第5段階までは本人が非課税の保険者、57.22%から負担を求め、非課税の低所得者に対する負担がとても大きい。国民健康保険税であるならば、免除や減額になる方々です。65歳以上の1号被保険者の57.22%の非課税者より保険料を徴収する仕組みは、もともと低所得者への過剰な負担を求めることとなります。

例えば、第1段階の公費負担による軽減の市の負担は約137万円であります。また、第6段階から応能負担を考慮し、保険料を0.1%ずつふやすと4,652万の増収となり、低所得者の第5段階まで0.1%ずつ料率を減らす金額に匹敵をする状況です。

収入、所得に対する負担率を見直すことで、低所得者への負担軽減が可能ではないでしょうか。第5期の介護保険料を策定するときの議論は多少なりとも反映しているとは評価いたしますが、抜本策には至っていないのではないかと考えます。より多くの一般会計からの繰り入れを求め、保険料率のさらなる見直しを求め、反対討論といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

行政改革を進める中で、私もこの賛否については大変悩みました。しかし、愛西市は最大2年の猶予期間を使い、新たな介護保険制度へと転換しようとしています。国は、この仕組みをこれから明らかにしていく段階であり、愛西市においても、今後の仕組みいかんで支出等も大きく変わる時期です。こうした時期にありながら、介護保険を値上げすることは説明がつきません。

保険料も同様、一定のスパンで見直す方針があることはわかりますが、定期的な見直しに固執せず、国の動向や制度改正も見きわめて改正をすべきだと思います。

また、保険料を払って、介護を受けられないという現実も今後見えてくると思われます。こうした面から、時期的なこと、そして貧困格差の問題から今回は反対といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に賛成討論の発言を許します。

19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論します。

介護保険法施行令の一部改正及び介護保険料の額の改正に伴うものです。

議案第3号の保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定でも述べましたが、福祉行政の見直しは、愛西市の財政を考えると、避けては通れません。

介護保険料の見直しは、介護事業に携わる職員の処遇改善はもとより、サービスの向上にもつながります。超高齢化社会を迎える今、負担とサービスはともに向上しなくてはなりません。その上で、低所得者の方や所得による保険料の階層を設けることで、負担能力に応じたきめ細かな保険料の設定をしていきます。

特に、市単独の軽減を新たに第9階層に行っており、国よりも低所得者に対する軽減は評価できることも含め、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

9番・杉村義仁議員、どうぞ。

○9番（杉村義仁君）

議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例は、排水施設整備事業に関する受益者負担金を土地改良区内と区域外とを区別する改正であります。

土地改良区内では賦課金が別に徴収されていることを考えますと、土地改良区内で事業を実施する場合と区域外で事業を実施する場合とは、受益者負担金に差をつける必要があると思います。

以上のことから、排水施設整備事業が実施される受益者のことを考え、議案第19号に関する賛成討論とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第20号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論します。

南河田工業団地地区整備計画区域の追加に伴う改正で、建築物の制限に関する条例の一部改正です。

制限を受ける建築物の中でも、産業廃棄物の処理及び清掃に関する業務の参入が懸念をされるわけですが、その部分も法律に基づき、収集、運搬または処分についても細かく限定をするもので、参入のおそれはないものと確信し、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

議会で何度も新城市の工業団地の事例を示しながら、地区計画、産廃条例、土地利用条例などの必要性を訴えてきました。そして、今回、南河田工業団地について、建物に対する規制が盛り込まれたことは評価します。しかし、私としては、この条例で産廃施設がとめられるかどうかという心配を持っています。

答弁では、産廃の業の許可を重視し、条例を制定した。自社処分の場合は、工業団地内で産廃処理ができてしまうとの答弁があり、その後、担当者に条例の一部である産業廃棄物の収集、運搬、処分の用に供するものという文言から、なぜ業の許可を有する施設の規制につながることで済み取れるのかとか、自社処分とは、工場を複数持っている会社の場合、工場間を業の許可なしで産業廃棄物が移動できることだが、自社処分の言葉を別の意味で使っているのかなどと話をさせていただきました。結果として、許可があろうがなかろうが、工業団地内で産業廃棄物を収集、運搬、処分の用に供することはできないということだと私は解釈しました。

そこで、私の心配は、やはりここに再生、つまりリサイクルが含まれていないことです。

最近、偽装リサイクルが廃棄物問題のかなりの部分を占めている中、再生を含めなくても大丈夫なのか、私は大変不安に思っております。

堆肥製造について回避できると説明がありましたが、土壌改良材へのリサイクルはできてしまうのか。また、条例の中には肥料の製造という表記がされていますが、肥料の定義は何なのかなど、まだまだ疑問に残ると同時に、担当部署でもこの条例を運用できるだけの知識の準備がされていないことを感じました。

廃棄物処理法は、条例で上乘せの規制ができない法律です。ですから、今後、愛西市で産業廃棄物条例をつくったとしても、手続を複雑にすることしかできません。ですから、この地区計画は唯一建物を規制することにより、産業廃棄物を防ぐことができるものです。用地販売は27年度末の予定ですので、まだ時間があるとのこと。私の取り越し苦労かもしれませんが、もう一度条例から具体的にどんなものが規制できるのか、そして廃棄物問題がいかに複雑で、全国でどんな問題が起きているのかをキャッチし直し、準備を再度進めていただきたいと思います。

ということで、この条例は、今後全国でさまざまな問題が起きるたびに改正が必要な条例と私は認識しておりますし、必要が、今回工業団地を売るに当たって、まだ改正する時間もありますので、まずは第一歩を踏み出したという意味で今回は賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第20号につきまして、議案審議の中で産業廃棄物問題が心配されましたが、今回の議案については建築基準法の立場からこの制限をしていくということでありますが、それ以外の問題についても今後具体的な対応をされることを求めて、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第21号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第21号：新市建設計画の変更についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第21号：新市建設計画の変更について反対討論を行います。

この新市建設計画に関しては、合併協議の中で議論され、提案をされてまいりました。もともと海部西部4町の合併について、我が党の議員は反対をしてきました。それは、合併特例などで一時的に財政がよくなるように見えても、交付税が大きく減少し、十数年後には財政が今以上に厳しくなること、また特例債等の活用により、合併後の地域間の是正という名目や、まさに現在の新庁舎建設などの大型建設事業が進められ、財政負担なども大きくなること、こうした財政シミュレーションなども示し、より財政が合併以後、厳しくなることを指摘し、新市建設計画も含め、反対をした経緯があります。

今回は、特例債の起債期限が延長される中で、愛西市も諸整備などでさらに特例債の起債を活用するために、建設計画の見直しを行うことになっています。人口シミュレーション等の変更もありましたが、財政計画の中での普通建設事業費などを見ても、将来の財政の厳しさなど、まさに以前に指摘したとおりとなってきました。

こうした経緯、またこの点からもこの議案に反対をしたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、9番・杉村義仁議員、どうぞ。

○9番（杉村義仁君）

議案第21号の新市建設計画の変更について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、合併特例債の発行期間が延長されたことに伴い、新市建設計画の計画期間及び財政計画等を変更するものであります。

市の財政状況を考えると、合併特例債の発行期限を5年間延長することは必要だと思います。今後も将来を見据え、持続可能な事業運営を求めるとを願うことをお願いいたしまして、議案第21号に対する賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第21号：新市建設計画の変更について、賛成の立場から討論します。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、愛西市新市建設計画の計画期間及び財政計画等の変更が必要になるものです。

愛西市も合併して10年が経過をします。地方債を起こせる期間の特例が定められたことだけにかかわらず、新市建設計画の変更は必要であります。本市を取り巻く社会状況も日に日に変動しています。消費税も5%から8%に変更されました。さらに10%までは決定をしております。人口の変動も、当初の予測よりも進んでいます。こうした社会状況を踏まえ、適正な予測を立て、新市建設に臨むことが大切であると思っておりますので、この議案に賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第22号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・議案第22号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第23号及び日程第25・議案第24号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・議案第23号：市道路線の廃止についてと日程第25・議案第24号：市道路線の認定についてまでの討論は、一括議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第26号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

8番・神田康史議員、どうぞ。

○8番（神田康史君）

議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

各種事業の事業費確定や実績の見込みによる減額補正がほとんどであり、補正額5億292万6,000円を減額し、予算総額を252億1,204万4,000円とするものです。

市の財政においては、今後一層の行財政改革、経営の合理化を進めることで健全財政を堅持し、市民の負託、期待に応え、さらなる愛西市の発展に努められることをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第27号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・議案第27号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第28号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第28・議案第28号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第29号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第29・議案第29号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第30号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第30・議案第30号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第31号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第31・議案第31号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第32号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第32・議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算について反対討論を行います。

平成27年度予算は前年度の85.5%となっていますが、個々の項目での削減もありますが、庁舎整備事業での新庁舎建設費などが減ったことが大きく影響をしています。歳入では、消費税増税により地方消費税交付金が1%から1.7%に引き上げられ、約3億8,000万円増、社会保障費に充てられると説明をされていますが、実際には社会保障費などはむしろ減っています。これは、質疑の中でも明らかになったように、地方消費税交付金は基準財政収入額に算定され、その増額分が地方交付税交付金で減額されるため、財源のつけかえになっているからであります。しかし、市の今回の予算の中では、地方交付税交付金が変わらないことになっています。さらに、市の支出で消費税増税分がふえるので、実際は減収となることも明らかです。

政府のこうしたやり方は大変許せないものがありますが、その中でも愛西市は、国に対して社会保障予算などの充実を求めていくとともに、大型建設事業などを抑え、市民の暮らしや福祉を守る方向へと進めていってほしいと思います。

予算の中身の中では、南海トラフ地震などの災害対策として、地域防災計画の改定や新たな防災マップの作成などが行われ、また体育館の非構造部材の耐震対策等も行われている。さらに、がん検診の予約の改善など、市民の安全や健康の施策として評価できる点もあります。しかし、その一方で、大きな財政負担となる新庁舎に続く支所整備計画の予算や情報漏えいなどの危険が懸念されていますマイナンバー制度の導入、さらには農業委員会を排除した農地集積事業、さらに小学校の卒業記念品や、また高齢者祝い金の削減などに加え、市民の要求の強い子供の医療費助成の中学生までの拡大なども行われていない中で、一方で、実施できる予算が27年度では実績値に基づいて削減されるなど、認めがたい点もあります。

以上のような点から、この平成27年度予算には反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

今回の予算は、日永市長誕生後、初めて御自分のカラーが出せた予算ではないかと思っています。やっと実施計画検証シートが作成され、事業の見直しが始まったこと。そして、普通建設費が多過ぎるとの認識に立っていらっしゃること。公共施設の複合施設化を含め、整理に取り組もうとされていること。そして、今回は私も一般質問で、商工会を事例に補助金に関して質問させていただきましたが、補助金の見直しの準備をされていること。そして、学校教育に

においては、見えないところで遊具などの補充がされていないものの、ある程度予算が守られていること。発達支援センターがスタートされることなど、そのほかにも評価できることがたくさんあります。

しかし、合併してから私がずうっと思ってきたのは、超高齢化社会に突入し、その準備が急務であるにもかかわらず、公共施設の統廃合等の整理もせず、大型公共施設を建て続けてきたことでもあります。このままでは格差が広がり、子供の豊かな育ちも保障できない。最低限の生活もできず、孤独死する人がふえるなど、議員として大きな危機感を持ち、活動してきたつもりです。よって、今回、平成27年度の予算には大型公共施設である庁舎関係の費用が含まれているので、私としては賛成することができません。

そこで、予算に対し、たくさんの質問をさせていただき、答弁をいただき、思うこともありましたので、少し意見として述べさせていただきます。

親水公園東ゾーンの整備事業については、親水通りの整備がされていないことから、補助金を受けながら、今後開発整備されていかれるということですが、現在、スポーツ施設は十分足りているとの答弁が教育部局からあったにもかかわらず、市民が望んでいる公園よりも維持費がかからないからとスポーツ施設が計画されようとしています。私は、福祉部門においては、いろんな機関が横の連携を随分とれるようになったと評価してきましたが、今回の事例で、社会体育と建設部局の連携が不十分であると感じ、縦割り行政がまだまだ残っていることを感じました。

また、ちびっこ広場においては、ボール投げができないという話が出ましたが、このちびっこ広場の条例には、児童に健全な遊びを与え、その健康を推進し、情操を豊かにすることを目的としてちびっこ広場を設置する。つまり、児童福祉法では、児童とは18歳まで、学校教育法では小学生までが児童なわけで、小さな子供を想定しているから、ボール遊びができなくても大丈夫との答弁は大変不適切であったと、私は大変怒りを感じました。その規則には、児童の運動及び遊戯を妨げてはならないとまで書かれ、法的に子供の育つ権利が条例で守られていますので、一言この件は述べさせていただきます。

そして、生活保護とひきこもりの問題、これは大変深刻な問題だと考えております。今回の答弁で、生活保護者の低年齢化が明らかになり、心を病むケースがふえてきていることがわかりました。多分、市にも届いていないひきこもりの方々がこの愛西市内にたくさんいらっしゃって、親が他界されたときに生活保護になるというケースも今後考えられます。

また、ごみ袋の件におきましては、市民の手元に届きやすくする、そんな受託、委託の方法をぜひ検討いただきたい。

全ての部署において、超高齢化社会の中で、みんなが生きていけるためにはどうしたらいいのか、その視点で全ての部署が動いていただきたいと思います。

また、補助金についても、この問題は合併直後から課題になっており、議会でも何度も述べさせていただきました。今回は必ず改革がされると私は思っておりますが、小さな補助金からではなく、大きな補助金の有用性の評価から始めるために、本会議でも申し上げましたが、実

施検証シートによく似たものを利用したり、団体への補助ではなく、事業に対する補助にするなり、至急、改革をしていくべきだと考えております。

私は、この補助金をカットするということが目的ではなく、出し方を変えることにより、団体の活性化にもつながり、結果的にはこの補助金の出し方により、団体支援につながっていくと考えています。

次年度予算については、勉強会、本会議、委員会等で、市民の方々の声をもとに、多岐にわたり質問をさせていただきました。ぜひ、運用時にはこういった意見を取り入れていただきますようお願いして、私の討論とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・島田浩議員、どうぞ。

○10番（島田 浩君）

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国、地方を通じて極めて厳しい財政状況の中、選択と集中の視点に基づいた事務事業の見直し及び重点化を図り、効率的な行政運営を念頭に置き、苦労の跡が伺える予算編成であると思えます。

一般会計予算は総額213億1,200万円で、前年比14.2%減となりました。その主なものは、統合庁舎増築棟の建設工事が完了となる影響で30億8,682万2,000円の減額、民生費で、臨時福祉給付金で1億3,407万4,000円の減額、土木費では、道路改良工事で3億22万3,000円の減額などとなっています。

事務事業の見直しにおいては、財源確保や新たな財源の創出が難しい中、集中と選択の視点に立って、一層の予算削減に努められております。

一方、新規事業にも取り組まれ、デジタル防災行政無線の運用や防災マップの作成などのほか、あいさい健康マイレージ事業など、さまざまな新規事業にも取り組まれており、市長の思いが込められた予算ではないかと思えます。

地方交付税の合併算定がえの終了が現実となりつつありますが、持続可能な行政運営を行うために、事務事業の見直し及び重点化をさらに進められ、将来を見据えた効率的な財政運営に心がけていただきますよう期待をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、20番・高松幸雄議員、どうぞ。

○20番（高松幸雄君）

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場から発言いたします。

国内の経済状況は、消費増税などの影響から個人消費などには差が見られますが、アベノミクスにより緩やかな回復基調が続いています。しかし、地方においては、回復基調を実感できるまでには至っておらず、先般、政府が取りまとめた地方への好循環拡大に向けた緊急経済対

策により、地方経済の活性化が期待されています。

愛西市の財政状況においては、市税等の自主財源は大きな増収を見込めず、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況で、28年度からは地方交付税の段階的な縮減が始まるため、非常に厳しい財政見通しとなっています。

こうした厳しい状況の中、平成27年度愛西市一般会計予算総額は213億1,200万円で、前年度と比較して35億3,000万円の減、前年比14.2%減となっており、行政改革第3期推進計画に定める財政指標の目標達成や予算規模の適正化を図るため、経費削減に努めるとともに、企業誘致や防災対策、健康づくり施策などを市の重要課題と位置づけ、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、編成した内容となっていました。また、市長のマニフェストの3つの柱である将来展望では、子供たちによりよい教育環境を提供するため、小・中学校の規模等の適正化に向けた方策を協議する小中学校適正規模等検討協議会事業を新たに設置し、防災については、災害時の情報伝達手段の一つとしてデジタル防災行政無線を市内全域に整備し、医療介護の徹底では、がん検診委託事業に予算拡大するなどの内容となっていました。

市長が施政方針で述べられた平成27年度予算編成は、財源確保や新たな財源が見込めない中、市民の負託に応えるため、あれもこれもではなく、あれかこれかという選択肢で、事務事業の見直し及び将来に責任ある礎を築くため、進めるべきは進め、とどまるべきはとどまる、将来を見据えた持続可能な行政運営に期待し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第33号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第33・議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算について反対討論をいたします。

国民健康保険税を払っていると医者に行くお金がない。自営業だが、税金、国民健康保険税を負担していると、生活保護世帯より収入が少ないなど、消費税率の値上げ、年金の切り下げ、介護保険の値上げに加え、国民健康保険税が高くて払えないと、負担増に対する不安と怒りが広がっています。

低所得者に対し、一定の法定減額を拡大したことは評価できますが、依然、高負担は続いております。社会保険に比べ国民健康保険は、均等割により、世帯の人数によって高額な負担となっています。均等割額の減額を求めるとともに、子育て対策として、18歳未満の児童の均等割額の減免を求めるものです。

また、所得割を引き下げ、国民健康保険税の値下げを求め、反対いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この間、保健センターなど、健康維持のためにさまざまな努力をしていただき、やりくりなどにも苦勞しながら進めていただいていることは承知しており、その点については評価もしております。

私にとっても、この低所得者が多い国民健康保険制度は大きなテーマですが、地方自治体にはどうしようもない部分もあり、運用の苦しさは、国の社会保険制度改正のおくれが原因だと思っています。

低所得者の枠組みの中で、少ない高所得者が多い低所得者を支えるのはもう限界です。そして、平成27年度から共同事業の範囲が変わり、国保の予算はさらに厳しくなってきました。平成27年度は何とかよいものの、平成30年の県広域での取り組みに変わるまで、今の一般会計からの繰り入れと基金残高でやっていけるのかと考えると、大変不安を感じるのは私だけでしょうか。

国民健康保険を使っている方は、低所得者が多いです。そうした意味で、国保は福祉の色合いがかなり濃いことを踏まえ、市民の健康への啓発にさらに力を入れ、知恵を絞って、この国保保険税の納税が低所得者の大きな負担にならないよう、私もしっかりと知恵を絞ってまいりますので、ぜひその点に力を注いでいただきたいと思います。

以上、賛成討論いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第34号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第34・議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論いたします。

後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出しをし、これまで負担のなかった扶養家族を含め、高齢者一人一人から保険料の負担を課す制度であります。また、2年ごとに保険料を見直し、被保険者の負担を増加させます。75歳以上になれば、自動的に悪い保険に加入させられたということになるのです。

高齢者を差別し、過大な負担を強いる後期高齢者医療制度の廃止を求めるとともに、本予算に反対をいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第35号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第35・議案第35号：平成27年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第35号：平成27年度愛西市介護保険特別会計予算について、反対の討論に参加をいたします。

第6期の介護保険料の値上げは、平均で10%の値上げとなっております。消費税の値上げ、年金の切り下げの中、手取りが大幅に減少し、負担により生活が圧迫されています。

給付費準備基金の取り崩しによる基準額の軽減、公費負担による最低保険料率の切り下げ、応能負担を考慮し、国基準の保険料率よりも若干高い設定を行うなど、一定評価できる場所ではありますが、非課税の方から保険料の徴収、応能負担による負担の考慮は不十分であるため、低所得者の方の収入に対する負担割合が異常に高くなっています。

また、特別養護老人ホームの待機者はふえ続け、要支援1・2は介護保険制度から除外することとなります。まさに介護保険料負担はあるが、介護なしという状況となっていきます。特

に低所得者は、介護給付の自己負担をすることも困難な状況に置かれております。そのようなときに、さらなる値上げを含む本予算については、多くの被保険者に過大な負担を強いることとなります。一層の公費支援を行い、応能負担を思慮し、低所得者の保険料率の軽減を図ることを求め、反対をいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第36号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第36・議案第36号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第37号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第37・議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

この3月議会で、市長は私の一般会計予算の議案の質問に対し、持続可能な財政を進める上で、一般会計からの繰出金については見直しをし、抑えていかねばならないと答弁をしました。しかし、この特別会計予算の議案への市側の答弁では、将来、下水道料金を値上げしなくても

やっつけ見通しだとの答弁もあり、私としては何が事実なのか、大変矛盾を感じる3月議会でありました。

私も、超高齢化社会において生きていくために最低限必要なものに関しては、値上げは極力抑えなければならないと考えていますので、私にとっては歓迎すべき答弁でありましたが、一般会計からの繰り入れの見直しを今後進める中で、下水道料金を値上げなしでこの特別会計を維持する手法が私には見えてきません。

毎年同じように、公共下水道特別会計予算について将来の見通しを質問しているわけですが、一般会計からの繰入額や借金増加による公債費の膨らみ、工事を進める最中にも施設の老朽化が進み、新たに改修費が必要になってくる。そんなことを考えると、将来の公共下水道特別会計が大きく一般会計を圧迫するか、それとも下水道料金をかなり値上げせねばやっつけなくなるのか。そして、どこかでこの公共下水道事業をやめなければならなくなってくるのではないかと、そんなことを私はいつもこの公共下水道の特別会計を見ながら思っております。

私は、立田村議のころから、合併したら、この公共下水道事業が財政運営上で大きな課題になることを立田村議会の中で主張し、公共下水道については反対の立場で活動してまいりました。私がこうした立場であることと、そして市の公共下水道事業への将来の展望の甘さを感じますので、この特別会計には賛成ができませんので、反対といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第37号について、反対の討論を行います。

愛西市の公共下水道事業は、大型事業であります流域下水道事業として進められております。

日本共産党は、公共下水道事業のあり方として、一つは、震災時、被害を小さく抑える。また、費用を小さく抑える。そういう意味では、コミュニティー・プラントや合併浄化槽を活用して整備すべきだということを求めてまいりましたので、反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第38号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第38・議案第38号：平成27年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4 番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4 番（加藤敏彦君）

議案第38号について、反対の討論を行います。

愛西市の水道事業は、八開地区と佐織地区の水道料金の統一が課題であります。いまだにできておりません。特に、日本一高いと言われる八開地区の基本料金の見直しが求められております。

ようやく市に水道ビジョンが策定され、料金統一に向けて動き出しておりますが、現状はまだ解決されておられませんので、反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・発議第1号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第39・発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定についてに賛成の討論をいたします。

日本が批准している条約に、児童の権利に関する条約があります。この条約は、18歳未満の全ての者を児童と規定し、締結国は、児童とその父母の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他意見、国民的、種族的もしくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしに権利を尊重し、確保するとしています。また、締結国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること、並びに病気の治療及び健康回復のために便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締結国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないこととすることを確保するために努力するとしております。

この条約に照らし、愛西市の子供の医療費の助成の状況は不十分ではないでしょうか。国が、県がしないのであれば、愛西市に住む児童の権利を一番身近な愛西市が尊重し、確保する事業に取り組むことが必要ではないでしょうか。

現在、愛知県内の中で54自治体ありますが、来年度は、ついに愛西市だけが中学生の通院医

療費の助成をしない自治体となってしまいます。愛西市よりも財政力の低い新城市は、中学卒業まで全額助成を行い、保育料の弾力収集率は県下で一番低いです。市の施策の立ち位置が違っているのではないかと感じます。

児童の権利を尊重し、確保するためには、あれかこれかではなく、あれもこれもと事業を行っていかねばならないのではないのでしょうか。その立ち位置に立ち、福祉予算を固定化せず、市政運営に取り組めば、子ども医療費無料化の中学校卒業までの拡大は実現可能であると考えます。

昨年12月に提出された愛西市の人口の14%を超える9,298人の署名に託された思いが実現されるように求めて、賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に反対討論の発言を許します。

最初に、20番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○20番（高松幸雄君）**

発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から発言いたします。

この発議は、12月議会で河合議員が紹介議員として提案をした請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願書の請願趣旨と、発議第1号の愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定にある提案理由は全く同じであり、12月の文教福祉委員会で議論されたばかりです。

提案理由の通院について、市が医療費助成を中学卒業まで拡大することで子供の健康を守り、子育て世代の支援を拡充することで子供の健康が守れ、子育て世代の支援につながるのであれば、現在多くの自治体で対象年齢など、制度の内容が各地方公共団体で異なっている子供の医療費無料化制度を、義務教育である全国の中学生が平等に医療を受けられるべきであり、市が無料化するのではなく、愛西市以外が政府に対して提出した子供の医療費無料化に関する意見書を尊重し、今後も主張していくことが最善策であると考え、反対いたします。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、1番・大野則男議員、どうぞ。

**○1番（大野則男君）**

それでは、発議第1号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、子供を守るという立場で言えば理解はできますが、予算の手当ても机上の空論での主張であることを含め、12月に国・県に意見書を提出したところで、全ての子供たちのためになる事業での優先順位をしっかりと見きわめ、国・県の動向をも見ながら判断すべきではないかと思っておりますので、今の時点での子ども医療費支給条例の改正については反対とさせていただきます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、16番・鷺野聡明議員、どうぞ。

**○16番（鷺野聡明君）**

発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

去る2月19日の議員研修会において、講師の人羅格先生の「住民に身近な地方議会のために」という講演がありました。その中で、議員提案による条例改正は全国的にも数少ないと言っておられました。

今回、条例改正の発議がされたことは理解をいたしますが、講演の中で、予算を伴う条例の制定については、あらかじめ首長との連絡を図り、財源の見通し等意見の調整をすることが必要であると言っておられました。

地方自治法第222条には、地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと規定しています。

よって、予算上の措置について調整もせず、財源の見通し等もない条例改正には反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、発議第1号は原案のとおり否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・選挙第1号

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第40・選挙第1号：海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員に石崎たか子議員と高松幸雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました石崎たか子議員と高松幸雄議員を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、石崎たか子議員と高松幸雄議員が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました石崎たか子議員と高松幸雄議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで休憩をとります。再開は3時55分といたします。

午後3時43分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議案第39号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第41・議案第39号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第39号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,183万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253億4,387万5,000円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

初めに4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、今回追加補正をお願いいたします地域消費喚起・生活支援型事業7,897万5,000円及び地方創生先行型事業5,285万6,000円の予算額全額を翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、地域活性化補助金1億3,183万1,000円の追加計上をお願いするものでございます。内訳としまして、地域住民生活等緊急支援交付金で、地域消費喚起・生活支援型7,897万5,000円及び地方創生先行型で5,285万6,000円を計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、歳出の内容について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費で新たに第16目を設定し、地域住民生活等緊急支援交付金事業費として、歳入と同額の1億3,183万1,000円を計上しております。内訳としまして、第8節報償費で、地方版総合戦略策定のための推進委員会委員報償費44万4,000円、地域コミュニティーの形成、まちづくりを活性化させるための講演会講師謝礼20万円、養育支援訪問員フォローアップのための研修講師謝礼15万円の合計79万4,000円を計上させていただいております。

第11節需用費では、養育支援訪問員フォローアップ研修に使用する消耗品費6万1,000円を計上しております。

第13節委託料におきましては、地方版総合戦略基礎調査委託料としまして700万円の計上でございますが、これは、地方版総合戦略を策定するための人口動向分析、将来人口推計等分析、愛西市のイメージ調査などを委託するものでございます。次の子育て支援事業委託料766万4,000円につきましては、公立の保育園、指定管理を含む児童館、子育て支援センター及びあいさいわかばにおいて、それぞれ子育て支援に関連する事業の委託費として計上させていただいております。

第18節備品購入費では、先ほどの子育て支援に関連する事業を実施するときに使用する備品の購入費としまして620万円を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金におきましては、長良川2020東京五輪事前キャンプ誘致委員会への負担金としまして50万円を計上しております。これにつきましては、桑名市、海津市、愛西市の3市で協議をし、従来からの計画を本交付金の対象として実施することとなったため、計上させていただいております。なお、当初予算に計上しております同負担金につきましては、こちらへ組みかえをさせていただくものでございます。次に、補助金では、プレミアム付商品券発行事業で、地域消費喚起・生活支援型交付金の全額7,897万5,000円を計上させていただいております。最後に、子育て支援事業で3,063万7,000円の計上をお願いしております。この補助金につきましては、市立の保育園、幼稚園、児童クラブ、ファミリーサポートセンターに対しまして、子育て事業に関連する事業の実施経費及び事業に必要な備品購入費等に対し補助するものでございます。

以上で議案第39号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、議案第39号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

4番・加藤敏彦議員。

**○4番（加藤敏彦君）**

議案第39号について質問いたします。

11ページの補助金、プレミアム商品券発行事業7,897万5,000円についてですけど、1点としては、この市内の消費喚起を促すためということでこの事業は提案されておりますが、なぜ消費を喚起しなければならないのか、その状況についてお尋ねをしたいと思います。

昨年、2014年4月に消費税が8%に増税されました。そして、アベノミクスによる政策により、円安、物価上昇が今暮らしと営業を直撃しております。そして、昨年1年間の国内総生産（GDP）を見ますと、家計消費は過去20年間で最大の落ち込みとなっております。実質賃金も18カ月連続で下落するなど、まさにアベノミクス路線が破綻すると言わざるを得ません。消費喚起が必要になっている状況について、市長はどのように考えておられますか、お尋ねしたいと思います。

それから、次にプレミアム商品券の発行の経緯についてお尋ねをいたします。

昨年12月の一般質問で、私は、不況対策としてプレミアム商品券の発行と住宅リフォーム助成の実施を求めました。この実施に対して経済建設部長は、商工会としての事業の実施の予定は現段階ではないという答弁でありましたが、今回実施することになった経緯について、説明を求めます。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから最初に、なぜ消費喚起が必要かということに対しまして、御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

やはり消費が活性化されれば、それぞれの市民の皆様方の生活も豊かになるのではないかとということではないかなあと、私個人的に、なぜ必要かと言われましても、そもそも論として、議員も御承知のとおり、国の施策によって我々は事業を展開するという目的で、国庫補助金からの繰り入れで今回の予算編成をさせていただきましたので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

商品券の発行の経緯ということで御質問でございます。

昨年12月の加藤議員の御質問に対しまして、商工会へ問い合わせたところ、現在はそういった商品券の発行は考えていないと。ただし、補助金等、プレミアム分がついてくるような条件がそろえば実施してもいいかなというような、検討課題としてお答えをさせていただいております。

そんな中、この事業が始まりまして、1月の21日に7,800万円の内示が参りました。それを受けまして、商工会に相談をいたしましたところ、理事会に諮り、この発行事業を実施することになりました。そういった経緯がございます。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

市長の答弁は置いておきまして、経済課長から答弁いただきましたが、商工会がこの事業を受けて実施されるということになってまいりましたけれども、商工会としての、かつて地域商品券ね、愛西市時代じゃないですね、そういうときにはありますけれども、愛西市としては通常行っていない事業になります。商工会としてこういう事業の受けとめですね、どの程度前

向きかとか、またいろんな心配事等どのように受けとめておられるか、わかりましたら報告いただきたいと思いますが。

**○経済課長（伊藤長利君）**

商工会といたしましても、やはり初めての事業ということで、非常に初め心配をしてみえました。そこで、稲沢市の商工会議所に出向きまして、実績のあるそうした御意見、お話を伺った中で、1つずつそういった心配をクリアしてきたのかなあというふうに考えております。

そんな中、やはり大変な事業といったことはわかっておりますので、慎重に市とも協議を進めまして、事業を遂行したいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

**○議長（鬼頭勝治君）**

12番・真野和久議員。

**○12番（真野和久君）**

それでは、2点ほど質問させていただきます。

きのうの全員協議会の中で、この具体的な内容について、さまざまな質疑を通して、あらかじめ理解をしたわけでありませけれども、その中でも気になった点等について質問させていただきます。

1つは、報償費の地方版総合戦略推進委員会委員報償費のことについてであります。

市長の施政方針演説のところでも若干、私も質問させていただきましたが、この地方版総合戦略推進委員会の委員について、商工会関係者とか、市民の皆さんについて、入れていきたいというような旨の話もありましたが、具体的に委員何名ぐらいで、どこから構成されるのかということを教えていただきたいというのが1つです。

もう1つは、きのうのプレミアム付商品券発行事業に関して、さまざまな議論の中で発行の体制の問題とか、あるいはさまざまな予算上の措置の問題とか、議論もありました。その中で、私も今回の商品券の問題について、事業効果をはかる点で、きのうの話の中では、消費者の、利用した購買者のほうの方にはアンケート等は行うけれども、事業者のほうには今のところ予定はないというふうに答弁をされていましたが、実際に商品券等もやはり消費喚起を図っていくためには、やはりそれぞれの活用された事業者の利益が上がったのかどうかというようなことをしっかりと調査をしていくことが、今後を含めて、やっていく上で非常に重要なことだと思いますので、その点で、ぜひそうした調査をしていただきたいと思うんですが、市長にその点での考え方を伺いたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

まず、最初の地方版総合戦略推進委員会のメンバーの関係ですが、一応15名程度を予定したいというふうに思っております。この中には大学の教授や学識経験者等を踏まえて構成していかなければならないのではないかなあ。まだちょっと人選については今後詰めていくということでございますので、人数等については若干変更がある場合がありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

あと、プレミアム商品券を実施した後の効果についてという御質問でございますが、当然、昨日の全員協議会で御答弁させていただいておりますが、それ以外につきましても、しっかりと実際これが効果があったか、なかったということは、消費者、そして事業者についてもやる必要があれば、当然実施していかなければならないのではないかというふうには思っております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

まだ今のところ、推進委員のほうに関しては、15名程度という枠はあらかじめ決まっているけれども、これから人選等、構成もこれからという話ではありましたが、いつごろ立ち上げてということで、今予定があれば、答弁をしていただきたいなど。

それから、プレミアム商品券の検証について、消費者、事業者、必要があればという話でありましたが、やはり必要はあると思いますので、ぜひともその点、検討を、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今の委員会の関係でございますけれども、いつごろということではありますが、今の地方版総合戦略につきましては、27年度中に、早い時期に策定をせよという国からの指示でありますので、私どもとしましても委員会を早急に立ち上げたいと思っておりますが、今具体的に何月とか、何月何日とかということについては、申しわけありません、控えさせていただきたいと思っております。以上です。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

事業者のアンケートということでございます。

市長がお答えされましたように、必要があればと、もちろん必要な部分もあるかと思っております。ですので、商工会とも協議をいたしまして、そういった総括といった意味でのアンケート、そういったものも前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

#### ○議長（鬼頭勝治君）

11番・河合克平議員。

#### ○11番（河合克平君）

地方創生先行型事業について、若干質問させていただきます。

まず、私の理解でいいかどうかということで確認なんです、地方創生先行型事業というのは、K P I という事業重要事項評価指標という数値的な指標を事前に決めて、それを実現するための計画を立て、実際実行してみて、検証で、そのK P I という基本的な指標に達しているか、達していないかということを検証しながら、次の総合戦略で訂正または改定をしていくというP D C Aの流れを進める中で、よりよく地方版総合戦略を進めていくということでもいいかどうかというところの確認で、もしそれでいいということであれば、キャンプの誘致について、評価指数というK P I を設定してあるのであれば教えていただきたいのと、子育て支援ということについて3,000万円の計画を決められるわけですが、例えば子育て支援であれば、出生率

が1.5になるように今後5年間やっていくという、そういうK P Iを設定して、この事業を進めていくような計画を立てたのかどうか、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

そういった内容で、具体的にそれぞれ子育て支援とキャンプ誘致についてのK P I、評価指標というのが設定された上での計画であったのかどうかということと、もし設定されているのであれば、それを教えていただきたい。以上です。

**○企画部長（山田喜久男君）**

まず、全体的な関係で、私ども、説明をさせていただきたいと思いますが、今回、先行型につきましては、まず、きのうの全協でも出ましたけれども、緊急的という言葉が出ましたけれども、いわゆる地方版総合戦略に盛り込まれるであろう事業を先行してやってほしいというのが国の大きな目的であります。したがって、今議員がおっしゃっていますK P I等々のお話につきましては、今後そういった地方版総合戦略を策定していく中でいろんな議論がされていく。今回のこういった事業、今回の補正にかかわる事業について、具体的にそのK P I等の数値を定めて行ったものではないということを御理解いただきたいと思います。以上です。

**○11番（河合克平君）**

であるならば、現時点でK P Iを設定せずに計画を立てているということであれば、K P Iの設定を考える中で、その計画が変更される可能性があるのではないかなということに疑問に思うわけですが、P D C Aということで検証していく中で、そういったことがあり得るかどうか、お伺いします。

**○企画部長（山田喜久男君）**

地方版総合戦略についてはこれからでございますので、私ども、大きな目線の中で、国が示してきた幾つかのメニューがあるわけですが、そこの中の子育て支援であったり、オリンピックのほうでいけば、観光振興、広域連携といったようなメニューの中で、現在そういった事業を設定させていただいたものでございます。

ただ、議員おっしゃいますように、じゃあ今後、計画の変更はあるかということではありますが、大きな枠組みとして必要な事業として今回提案をさせていただいておりますけれども、細かな部分については、今後進めていく中で、あるかないかと言えば、あり得るかもわかりません。ただ、先ほど説明しましたけれども、子育て支援ですとか、いわゆる観光振興ですとか、そういった大きな事業目的については変更はないものと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

**○議長（鬼頭勝治君）**

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

昨日ちょっとお伺いをしましたが、大型店舗だけが潤ってもらっては、私としては困るなどというふうに思っているわけですが、国の方針として、経済的にお金がもう経済の中で回っていけばいいんだという方針なのか、やはり地域の商店が潤うことを狙ってのこのプレミアム商品

券なのか、その辺の国のほうの考え方を聞きたいのと、それからこの500円券4枚でしたっけ、1,000平米以下の店舗で使わなければならないという、その根拠ですね。これだけでこの地域の商店が潤うんだというような、この4枚にされた根拠的なものがあれば、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点聞きたいのは、昨日も申し上げましたが、商工会の加入率が57%という答弁がこの議会であったわけですが、加盟していないお店こそ、私はこれを機会に潤ってほしいという思いがあるんですね。その辺のところをいかに工夫をされていくのか、1点お聞きをしたいのと、それから私は、小さなお店だと家族でやっていらっしゃったりとかされるわけで、この手続に行くのさえ多分人手がないとか、面倒だとか、換金するのも大変とか、そんなお店もかなりあって、登録というところでのハードルがかなり高いようなことにならないのかなということをおもうわけですが、その辺について何らかの方策なり、お持ちならば、ちょっとお聞かせいただきたいとしたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、地域経済の活性化という観点から、国の考え方というような内容でございますけれども、私どもとしましては、地域が活性化していくということは、やはり地域の全商店の方々にこういった経済の循環といいますか、そういったものの恩恵は、当然地域として受けるべきであって、大型店舗であっても地域は地域でございますけれども、私どもと議員の考えは、そんなに大きな差はないと思います。私どもとしても、できる限り小規模店舗の、地域の全商店の方が参加していただく、これを目指して、今施策を講じているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、4枚の根拠ということでもありますけれども、私ども、今プレミア率を1万を1万2,000円ということで、2,000円ということでやらせていただきました。

いわゆるプレミア補助分について、地域の店舗の方に循環するように、いわゆる2,000円分を回らないかなど。その分については、いわゆる大型店舗じゃなくて、小規模店舗で使っただきたいという願いのもとでこの4枚という、500円掛ける4枚という算出根拠ということで御理解を賜りたいと思います。

そして、商工会の加入率54%云々のお話でございますけれども、当然、先ほど申し上げましたように、未加入の店舗を含めて、市内全域のそういった店舗の方に手を挙げていただきたいというのが私どもの願いでございます。できるだけ多くの店舗に参加してもらうようにというのは、私ども、冒頭から、市長からの指示もございました。市内全域の商店に対してできるようにということでございます。

そして、手続云々の話もございましたけれども、いわゆる登録をしていただけるお店の方には、2日程度だったと記憶、また後から経済課長に答弁させますけれども、店舗の方にまず説明会をさせていただく。その上で、同時に加入申し込み、その場でやっていただけるような、そんなような手法も考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

参加事業所の募集の説明会のことにつきまして、補足をさせていただきます。

なるべくたくさんのお店の方に参加していただくように、よりハードルを低くした形で開催をさせていただきます、申し込みにつきましても、申込書1枚出していただくだけで結構でございます。そういった形で、なるべくたくさんのお店の方にお入りいただきたいということで考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

議案第39号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第39号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

12番・真野和久議員。

○12番（真野和久君）

大事なところは、いわゆる景気対策的な意味合いが非常に強い国からの交付金であり、そういった中で地元の市町村、それぞれの地方自治体が極めて短い期間の中で事業を確定していかなくちゃいけない、そういうあしき循環といいましょうか、そういう中の今回も一端であるように感じるので、その点は非常にやはり問題だというふうに考えています。

ただ、国からの交付金として示されているものが、できるだけやはりこの愛西市の中でしっかりと活用できるような形でやっていくことが必要だと思いますので、その点で、やはり先ほどから申していますが、こうした事業が本当にこの地域にとって役に立っているのかどうかという検証作業をしっかりとやりながら、今後の事業と、あるいは補助金等に生かしていただきたいと思いますので、その点を切に求めて、賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・発議第2号から日程第45・発議第5号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第42・発議第2号：市長の専決処分事項の指定についてから日程第45・発議第5

号：愛西市議会会議規則の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○ 18 番（大島 功君）

発議第 2 号、平成27年 3 月20日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、議会運営委員会委員長・大島功。

市長の専決処分事項の指定について。

市長の専決処分事項の指定を愛西市議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

提案理由といたしましては、地方自治法第180条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項を指定する必要があるからであります。

はねていただきまして、市長の専決処分事項の指定でございますが、1. その目的の価額が 1 件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2. 1 件60万円以下の法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

3. 法令の改正また廃止に伴い、その法令の題名、条項または用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

附則といたしまして、この指定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、発議第 3 号、平成27年 3 月20日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、議会運営委員会委員長・大島功。

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例を愛西市議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

提案理由といたしましては、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決が義務づけられていたが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、地方自治法第96条第 2 項に基づき、議決事項とするのに条例を制定する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市議会の議決すべき事件を定める条例でございますが、議決に付すべき事件といたしましては、(1)愛西市自治基本条例第23条に規定する市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止に関すること。

(2)友好都市または姉妹都市、その他これらに類する都市間の提携及び協定に関すること。

(3)市民憲章の制定、変更または廃止に関すること。

(4)各種の都市宣言の制定、変更または廃止に関すること。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしく申し上げます。

発議第 4 号、平成27年 3 月20日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、議会運営委員会委員長・大島功。

愛西市議会委員会条例の一部改正について。

愛西市議会委員会条例の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことにより、改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、第21条の中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則の第2項は、現教育長の任期中は従来どおりとし、新教育長が選任されてから適用するという内容でございます。

以上、よろしく申し上げます。

発議第5号、平成27年3月20日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、議会運営委員会委員長・大島功。

愛西市議会会議規則の一部改正について。

愛西市議会会議規則の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、愛西市議会会議規則の一部を改正する規則でございますが、改正する内容は、委員会での採決の方法を「起立」採決から「挙手」採決に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、発議第2号から発議第5号については、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました発議第2号から発議第5号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第2号から発議第5号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

12番・真野和久議員。

○12番（真野和久君）

発議第2号及び第3号、そして第5号に関しては賛成をいたします。

ただ、第4号に関してですが、今回のいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる新教育長制度にかかわる問題であり、議会運営委員会の中での議案の提案としては通しましたけれども、中身としては、今回の条例との関係上、反対をいた

します。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第46・意見書案第1号：年金積立金の適正運用の確保についての意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○15番（大島一郎君）

それでは、意見書案第1号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第1号、平成27年3月20日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、文教福祉委員会委員長・大島一郎。

年金積立金の適正運用の確保についての意見書について。

年金積立金の適正運用の確保についての意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

はねていただきまして、後段のところから説明をさせていただきます。

読ませていただきます。

年金積立金の適正運用の確保についての意見書（案）の内容につきましては、国に対し、年

金積立金の適正運用の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

1. 年金積立金の運用は、引き続き厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこと。

2. 年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にGPIFのガバナンスの体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日、愛知県愛西市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして上程申し上げました平成27年度当初予算など多くの議案に対しまして、さまざまな質疑を通じ御議論をいただき、また各議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

平成27年度の市政運営につきましては、施政方針説明で述べさせていただきましたとおり、

将来を見据えた市政運営に努めてまいりたいと思っております。

また、各議案の質疑、討論などで賜りました御意見などにつきましても、今後の市政運営に生かしていきたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、統合庁舎増築棟が3月30日より運用を開始させていただきます。今後につきましては、来年、平成28年4月の統合庁舎全面運用開始に向け、この既存棟の耐震改修工事を引き続き行ってまいります。議員各位並びに市民の皆様方におかれましては、御迷惑、御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

増築棟運用開始に伴いまして、この議場での議会の開催が本日で実質的に終了となり、次回定例会からは新たな議場において議会が開催をされます。こうした動きによりまして、市民の皆様方を初め、市関係者の市政に対する関心がさらに高まることが期待されるとともに、私も、市政にかかわる重要性を再認識して各業務に邁進をしていきたいと思っております。

さて、平成26年度も年度末を迎え、市職員では、長年市政運営を支えてきた部長7名を含め、35名の職員が退職を迎え、平成27年度は新規採用、再任用、任期付職員の合計が26名と、大変厳しい人事状況となります。退職職員各位には今までの労をねぎらうとともに、今後はそれぞれの立場で、愛西市のために引き続き尽力をいただきたいと思っております。人材は宝でありますので、今後はさらに人材確保、人材育成にも努めていかなければならないと思っております。

最後になりますけれども、季節が冬から春へ、季節の変わり目になり、体調を崩される方も多くお見えになられますので、議員各位におかれましてはお体に十分御留意をされ、御活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たり、挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて平成27年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時42分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

鬼頭勝治

会議録署名議員
第7番議員

近藤武

会議録署名議員
第8番議員

神田康史